



制度の改善・整備  
をお考えの方

# 労働局の賃金相談員をご活用ください

無料

愛媛労働局では、賃金・退職金制度等に関する専門的な知識又は実務的経験を有する者（社会保険労務士等）の中から賃金相談員を選任し、無料にて相談を受け付けております。

この賃金相談員は、労働局長の指示を受けて、企業の賃金・退職金制度等に関連する事項について、原則として労使の相談者に面接の上、資料を提供し助言を与える等によって問題解決のための援助・指導を行うものであり、職務上知ることができた秘密を漏らすことはありません。

但し、いかなる賃金・退職金制度等を採用するかは当事者が自主的に決定するものであり、賃金相談員の援助・指導はその参考にとどまるものですので、ご了解願います。

注1) 賃金相談員は非常勤であるため、必ず事前に愛媛労働局への相談の申し込みをお願いします。

注2) 相談者が遠方の場合等、来局が困難な場合には出張相談にも応じております。

## 相談内容事例

- 現在の基本給構成は、勤続給、職務給中心であるが、成果給を加味した賃金体系にするにはどうすればよいか。
- 多くの中途採用者の賃金の位置づけが不統一で、社内全体をみるとアンバランスを来している。どう修正すればよいか。
- 従業員が増加したので新しい賃金表を作って、昇給、昇格を明確にしたい。
- 現在退職金は一時金のみだが、将来退職年金の導入も取り入れたいが。

等々

賃金相談の申し込み又はお問合せは、

**愛媛労働局労働基準部賃金室**

**・ 0 8 9 ( 9 3 5 ) 5 2 0 5**

(松山市若草町4-3松山若草合同庁舎5階)

お気軽にどうぞ！